

令和5年度

市道舗装修繕（堀之内・小出・湯之谷地域）パッチング単価契約 仕様書

- 1.件 名 5 舗修第 1 号 市道舗装修繕（堀之内・小出・湯之谷地域）パッチング単価契約
- 2.場 所 魚沼市 堀之内・小出・湯之谷 地域
- 3.概 要 舗装の剥がれ、ひびのあるアスファルト、舗装の沈下、わだち掘れについて舗装修繕を行う。

上記仕様

	(一般共通事項)
共通仕様書	下記事項に記載されていない事項は「新潟県土木工事標準仕様書」による。
疑義等の協議	施工にあたり疑義又は不都合が発生した場合は、担当職員と打ち合わせる。
位置の決定	施工位置の詳細は、担当職員と打ち合わせる。
養生	作業に伴い、近隣の設備等に汚染又は損傷のおそれがある場合、適切な方法で養生する。
後片付け清掃	業務完了に際しては、施工区域の後片付け及び清掃を行う。
工事写真	工事前・工事中・完成時・出来形の工事写真帳 1 部を提出する。
	(特記事項)
施工内容	市道舗装修繕 ① 既存舗装版を清掃する。 ② タックコート散布後、密粒度アスファルト混合物等を敷均し転圧する。 ③ 段差が生じないように、すりつけを行うこと。
支払い	月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。
撤去	工事に発生した残材等は、すべて構外搬出処分とする。
工期	令和 6 年 3 月 31 日まで

特記仕様書

1. 関連工事	建設工事請負約款（以下「約款」という。）第2条の関連工事 該当なし
2. 特許権等の使用	約款第9条の特許権、その他第三者の権利の対象となっている施工方法の指定 該当なし
3. 工事材料の検査	約款第14条2項の規定による検査 該当なし
4. 監督員の立会い	約款第15条による立会い 該当なし
5. 支給材料及び貸与品	約款第16条に定めたもの 該当なし
6. 部分払い	月毎に実績払い
7. 部分引渡し	約款第39条に定める部分引渡しの指定 該当なし
8. 災害保険等	約款第55条に定める災害保険等の指定 指定なし
9. 現場発生材	該当なし
10. 工事	約款第1条により特別に定める事項 変更が生じた場合は監督員と協議の上決定すること
11. 施工管理	新潟県土木部土木工事施工管理基準による
12. その他	施工指示があった日から起算して、2週間以内に施工を完了すること